

2014年1月30日

発行 天龍村役場  
編集 総務課  
印刷 斎藤印刷所

限界集落ではありません。  
元快集落です！

広報  
**天龍**  
第159号

# 天龍村見事第13回ふるさとCM大賞に輝く！

平成25年12月1日(日)に「ふるさとCM大賞NAGANO」最終選考会が行われました。

天龍村の製作CM「元快集落天龍村」は応募数83作品の内、見事最優秀賞である「ふるさとCM大賞」を受賞することができました。製作にご協力いただきましたみなさん、本当にありがとうございました。

中井侍の羽田野七郎平さんの茶畑も  
CMのロケ地です



素敵な笑顔でCMに出演してくださいました  
宮澤好正さん



坂部の関京子さんにも  
ご協力いただきました



村内の60才以上の方に呼びかけをしたら  
約80名の方が集まってくださいました

●私たちの村(1月1日現在) 人口: 1,563人 男: 722人 女: 841人 世帯数: 812世帯



# 天地皆春

天龍村長 大平 巖

明けましておめでとうござ  
います。新しい年を迎えて爽  
やかな中でお過ごしのことと  
ご推察申し上げます。

さて昨年は、国の内外にて  
大きな動きもあり、特に国内  
では、台風や豪雨が連続して  
列島を襲い、その爪跡も未だ

癒えずそのまま年越された方  
たちも多く心からお見舞い申  
し上げます。本村でも台風な  
どによる災害も無かった訳で  
はありますが、全体には小  
規模なものだった事がせめて  
もの幸いと思います。  
生活に直結する経済動向も

当初アベノミクスによる影響  
で好転を感じたものの、後半  
は、消費税アップや、特定秘  
密保護法案可決等、その方向  
は外交的に大きな動向も予想  
されるTPP交渉、集团的自  
衛権の問題等含めまだまだ予  
断を許さない状況があり、国  
の将来に大きな影響を含む事  
だけに不安もあります。  
村も新年度に向けてもこう  
した情勢が大きく影響される

だけに安定とはならない感も  
あります。  
そうした中とはいえ、村民  
の皆様と共に目標を大きく、  
小さくまとめることを願い、  
希望と安心の村づくりを努め  
て参りたく、各位の日頃の協  
力に感謝しながら融和と協調  
の中で少しずつでも前進でき  
る様にお願ひし、年頭に当た  
ってのご挨拶といたします。



# 新年のごあいさつ

天龍村議会議長 野竹 正孝

明けましておめでとうござ  
います。

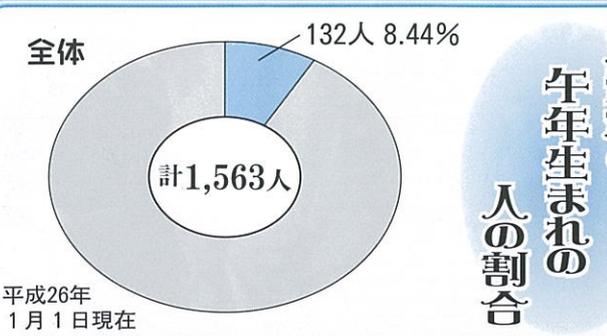
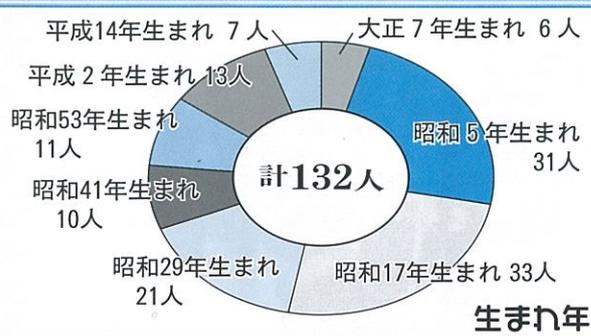
村民の皆様方におかれまし  
ては、輝かしい新年をお迎え  
のことと存じます。

昨年は異常気象の影響でし  
ょうか、伊豆大島の土石流災  
害や、フィリピンに上陸した  
台風の被害は想像を絶するも  
のがありました。幸い村内に  
は大きな被害はありませんで  
したが、山間部の多い村内の  
地形においては、自宅付近の  
変化に注意し、地震に備えて  
も寝室から避難する手段を常  
に心がけて準備をしておくよ  
うにしたいと思えます。

昨年4月に議会議員選挙が  
あり、初めての女性議員の誕  
生や、新人議員が半数を占め  
る結果になりました。議会改  
革も、村民と議員との懇談会  
の開催や、情報の定期発行な  
ど、わかりやすい議会運営に  
努力していく所存です。高齢  
化の流れの中で、皆様が抱え  
困っている問題を一つ一つ取  
り組んでいき、行政と議会が  
一体となって、心のかよった  
住みよい村を築いていくよう  
努力してまいります。  
道路改良の必要な箇所はま  
だまだ多く残っています。一  
方懸案であった国道の十方峡

バイパスが完成しました。さ  
らに鶯巣の天竜川橋の架け替  
えも諸先輩方の長年の努力の  
積み重ねにより、着工に向け  
た測量が始まるなど展望が開  
けてまいりました。県道のダ  
ムから十方峡間の改良につい  
ても最大の懸案事項として行  
政と一体となり、機会あるご  
とに全力で取り組んでまいり  
ます。

村民にとって利用しやすく  
なった、ガソリンスタンド・  
JA農協の移転オープンも歓  
ばしいことでした。  
また、明るいニュースとし  
て、6年後の東京オリンピック  
ク誘致が決まり、皆様と共に  
楽しみにしてまいりたいと思  
っています。併せてJR東海  
は、未来の夢の超高速鉄道「リ



# 議会だより

## 第4回

# 定例議会

平成25年第4回天龍村議会  
定例会が12月11日(水)に閉会し、  
18日(水)までの8日間の会期で  
行われ、左記の議案について  
原案どおり可決されました。

### 「可決された案件」

- 天龍村営水道条例の一部を改正する条例について
- 天龍村営下水道事業条例の一部を改正する条例について

内容はいずれも、平成26年4月からの消費税増税に併せて、上下水道料金を4月分から、増税相当分値上げするものです。

### 「意見書」

- 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書

審議の結果、採択され、関係大臣へ送付しました。

### 「補正予算」

- 平成25年度天龍村一般会計補正予算(第3号)
- 平成25年度天龍村国民健康

保険特別会計補正予算(第2号)

○平成25年度天龍村営水道特別会計補正予算(第3号)

○平成25年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○平成25年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第3号)

### 「一般質問」

#### ○村松克一議員

- 一、福祉的な村民の足・公共交通網の整備について
- 二、老人福祉センター、おきよめの湯などの「おもてなしの施設」について
- 三、おきよめの湯改修及び南支所移転について

#### ○大平正長議員

- 一、老人ホームの大規模改修又は建て替えなどの計画について
- 二、国道418号天竜川橋の架け替えによる国道の付け替えに伴う、村道大久那線との接続箇所などの改修計画について

#### ○熊谷美沙子議員

- 一、天龍村の教育のあり方について
- 二、行政の組織再編成について
- 三、天龍小学校の木造体育館について

#### ○村松小司郎議員

- 一、一般家庭における消火器の普及について

#### ○堤本伊那人議員

- 一、新年度予算の編成方針について
- 二、龍泉閣の運営状況について

## 平成25年度 補正予算 (単位:万円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一 一般(第3号)	18億1,133	8,556	18億9,689
国民健康保険(第2号)	2億2,321	151	2億2,472
村営水道(第3号)	4,529	288	4,817
村営下水道事業(第3号)	7,220	86	7,306
介護保険(第3号)	2億9,466	184	2億9,650

#### 元村議会議員

### 金田今朝文さんに叙勲の勲章を伝達

平成25年春の叙勲(旭日双光章)が授与された金田今朝文さんに、12月4日、下伊那地方事務所松田副所長より、勲章の伝達が行われました。金田さんは、授章決定後、体調を崩されたため、今回の伝達となりました。

金田さんは、昭和52年5月、48歳で議会に初当選してから平成21年4月まで32年にわたり天龍村議会議員を務められました。

この間、議長を8年歴任する他「平岡駅を守る会」代表として、駅周辺の環境美化に取り組まれるなど、村の振興発展に多大な貢献をした功績が認められ、今回の授章となりました。おめでとうございます。



松田副所長より伝達を受ける金田さん

## 放送大学4月

### 入学生募集

創立30周年を迎えた放送大学では、平成26年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、教養を深めたい、仕事に活かしたいなど、様々な目的で幅広い世代・職業の方が学んでいます。

詳しい資料を無料でお送りしますので、お気軽にお問い合わせください。

※放送大学ホームページでも受け付けています。

#### ◇募集する学生の種類

##### 《教養学部》

科目履修生・選科履修生  
全科履修生

##### 《大学院》

修士科目生・修士選科生

#### ◇出願期間

平成26年2月28日(金)まで

#### ◇資料の請求・お問い合わせ先

放送大学長野学習センター  
0266(58)2332  
(月曜日・祝日休み)

## 新地方公会計制度に基づく平成24年度天龍村の財務4表を公表します

地方公共団体の会計制度は、1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考え方に基づくものですが、この制度では、これまでの行政活動によって形成された道路、学校等の「資産」がどのくらいあるのか、あるいはその対価として将来支払わなければならない「負債」がどのくらいあるのか、といった情報を読み取ることができません。そこでこれら「資産」や「負債」の状況が把握できるようにするために、村では財務4表を作成しました。

財務4表とは①貸借対照表 ②行政コスト計算書 ③純資産変動計算書 ④資金収支計算書の総称です。

### 普通会計（一般会計）財務4表

#### ◎貸借対照表（バランスシート）

貸借対照表は、会計年度末時点において、村が住民サービス提供するために保有している資産と、その資産をどのようにして調達してきたかを総括的に対照表示したものです。

表左側に村が保有している土地・建物・預金などの「資産」を示し、表右側に、その資産を形成するために将来世代が負担し今後支払が必要となるもの「負債」と、今までの世代が既に負担した「純資産」の金額が示されています。

なお、貸借対照表は、資産合計額と負債・純資産合計が一致し左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれています。

$$\text{資 産} = \text{負 債} + \text{純資産}$$

借 方		
資産（これまで積み上げてきた資産）		
公 共 資 産	有形固定資産 ○村が保有している建物・土地を示しています。	131億9,425万円
	売却可能資産	2,947万円
	な 投 と 資	投資及び出資金など
	特定目的基金・長期延滞債権など	1億3,158万円
資 流 産 動	現金預金	10億1,146万円
	未収金など	153万円
資産合計		144億2,300万円

貸 方		
負 債		
負 固 債 定	地方債	13億7,669万円
	退職手当引当金	5億9,732万円
負 流 債 動	翌年度償還予定地方債	2億6,987万円
	賞与引当金	1,684万円
負債合計		22億6,072万円

純資産	
純資産合計	121億6,228万円

負債と純資産の合計	144億2,300万円
-----------	-------------

#### ◎行政コスト計算書

村の1年間の行政活動のうち、福祉やごみ収集、教育など資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費（コスト）と、その行政サービスの対価として得られた収入金等の財源を対比させた表です。

経常行政コスト		17億1,245万円
内 訳	人にかかるコスト（人件費、退職手当引当金繰入など）	3億3,137万円
	物にかかるコスト（物件費、維持補修費、減価償却費など）	9億3,811万円
	移転支出的コスト（社会保障給付費、他会計への支出など）	4億2,352万円
	その他コスト（公債費利息など）	1,945万円
	経常収益（使用料・手数料など）	4,526万円
純経常行政コスト（経常コスト－経常収益）		16億6,719万円

#### ◎純資産変動計算書

村の純資産（資産と負債の差額）が平成24年度中にどのように増減したかを示すものです。純資産の部は今までの世代が負担してきた部分ですので、1年間でその部分がどのように増減したかがわかります。

前年度末純資産残高		120億8,480万円
当 期 変 動 額	純経常行政コスト	△16億6,719万円
	財源調達 (村税、地方交付税、国県補助金など)	17億4,467万円
	今年度末純資産残高	121億6,228万円

#### ◎資金収支計算書

1年間の資金の流れを示すもので、資金の出入り情報を「経常的収支の部」「公共資産整備収支の部」「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表示しています。

前年度末資金残高		6,282万円
当期収支		△1,608万円
内 訳	経常的収支（人件費、村税、普通交付税など）	8億8,641万円
	公共資産整備収支（公共資産整備支出、国県補助金など）	△1億7,529万円
	投資・財務的収支（地方債償還、基金積立金など）	△7億2,720万円
	今年度末資金残高	4,674万円

各表の金額は主なものを記載しており、表示単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。



普通会計・特別会計（国民健康保険、村営水道、村営下水道事業、介護保険、後期高齢者医療保健）財務4表

普通会計・特別会計財務4表とは、普通会計財務4表に、特別会計を含めて作成した財務諸表です。

貸借対照表（バランスシート）

借 方		
資産（これまで積み上げてきた資産）		
公共 資産	有形固定資産	151億6,354万円
	売却可能資産	2,948万円
な 投 と 資	投資及び出資金など	5,471万円
	特定目的基金・長期延滞債権など	1億9,654万円
資 流 産 動	現金預金	11億8,536万円
	未収金など	304万円
資産合計		166億3,268万円

貸 方		
負 債		
負 固 債 定	地方債	19億4,144万円
	退職手当引当金	5億9,732万円
負 流 債 動	翌年度償還予定地方債	3億1,946万円
	賞与引当金	1,812万円
負債合計		28億7,633万円

純資産		
純資産合計		137億5,634万円

負債と純資産の合計	166億3,268万円
-----------	-------------

◎行政コスト計算書

経常行政コスト		21億9,367万円
内 訳	人にかかるコスト（人件費、退職手当引当金繰入など）	3億6,016万円
	物にかかるコスト（物件費、維持補修費、減価償却費など）	10億3,634万円
	移転支出的コスト（社会保障給付費、他会計への支出など）	7億5,424万円
	その他コスト（公債費利息など）	4,294万円
経常収益（使用料・手数料など）		3億8,272万円
純経常行政コスト（経常コスト－経常収益）		18億1,095万円

◎純資産変動計算書

前年度末純資産残高		136億5,828万円
当 期 変 動 額	純経常行政コスト	△18億1,095万円
	財源調達 （村税、地方交付税、国県補助金など）	19億901万円
	今年度末純資産残高	137億5,634万円

各表の金額は主なものを記載しており、表示単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。



◎資金収支計算書

前年度末資産残高		11億28万円
当期収支		8,508万円
内 訳	経常的収支（人件費、村税、普通交付税など）	9億5,859万円
	公共資産整備収支（公共資産整備支出、国県補助金など）	△1億8,390万円
	投資・財務的収支（地方債償還、基金積立金など）	△6億8,961万円
今年度末資金残高		11億8,536万円

普通会計・特別会計・関連団体（有龍泉閣、有天龍農林業公社、天龍村社会福祉協議会）財務4表

連結財務4表とは、村に関連する団体なども一つの行政サービス提供実施主体ととらえ、それらを含めて作成した財務諸表です。  
なお、連結対象となる会計・団体法人間で行われた取引は、原則内部取引として相殺消去しています。

貸借対照表（バランスシート）

借 方		
資産（これまで積み上げてきた資産）		
公共 資産	有形固定資産	151億9,618万円
	売却可能資産	2,948万円
な 投 と 資	投資及び出資金など	3,775万円
	特定目的基金・長期延滞債権など	3億2,433万円
資 流 産 動	現金預金	12億4,810万円
	未収金など	6,034万円
資産合計		168億9,617万円

貸 方		
負 債		
負 固 債 定	地方債	19億4,144万円
	退職手当引当金	6億6,436万円
負 流 債 動	翌年度償還予定地方債	3億1,946万円
	賞与引当金	3,416万円
負債合計		29億8,733万円

純資産		
純資産合計		139億884万円

負債と純資産の合計	168億9,617万円
-----------	-------------

◎行政コスト計算書

経常行政コスト		26億4,116万円
内 訳	人にかかるコスト（人件費、退職手当引当金繰入など）	6億7,604万円
	物にかかるコスト（物件費、維持補修費、減価償却費など）	11億9,098万円
	移転支出的コスト（社会保障給付費、他会計への支出など）	7億1,408万円
	その他コスト（公債費利息など）	6,007万円
経常収益（使用料・手数料など）		8億3,680万円
純経常行政コスト（経常コスト－経常収益）		18億437万円

◎純資産変動計算書

前年度末純資産残高		138億420万円
当 期 変 動 額	純経常行政コスト	△18億437万円
	財源調達 （村税、地方交付税、国県補助金など）	19億901万円
	今年度末純資産残高	139億884万円

各表の金額は主なものを記載しており、表示単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。



◎資金収支計算書

前年度末資産残高		11億8,755万円
当期収支		6,055万円
内 訳	経常的収支（人件費、村税、普通交付税など）	9億7,570万円
	公共資産整備収支（公共資産整備支出、国県補助金など）	△1億9,130万円
	投資・財務的収支（地方債償還、基金積立金など）	△7億2,385万円
今年度末資金残高		12億4,810万円

## 平成26年度（25年分）村県民税の申告と所得税の確定申告の時期です

村では次頁の日程表のとおり、2月18日(火)から3月14日(金)までの間、申告相談を行います。持ち物などをご確認のうえ、期間中に申告をお願いします。

### ◇村県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、村内に居住している方で平成25年中に所得があった方の内、次に該当される方は村県民税の申告が必要です。（所得税の確定申告を提出された方などは除きます。）

- 営業・農業・不動産・配当・雑収入などの所得があった方
  - 給与収入のある方で
    - ・勤務先から役場に給与支払報告書が提出されていない方（パート・アルバイトも含まれます。）
    - ・給与以外の所得があった方
    - ・平成25年中に退職し、再就職されていない方
    - ・医療費などの各種控除を受けられる方
  - 公的年金などの収入がある方で
    - ・公的年金の収入額が一定の額を超える方（64歳以下で98万円、65歳以上で148万円）
    - ・公的年金以外の所得があった方
    - ・社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの控除を受けられる方
- ※所得や控除の状況によっては、所得税の確定申告が必要な場合もあります。

### ◇所得税の確定申告が必要な方

- 給与収入のある方で
  - ・年末調整をされていない給与がある方
  - ・年末調整の内容を変更される方
  - ・年末調整をした給与以外に、20万円を超える所得がある方
- 公的年金から所得税が引かれている方
- 配当・個人年金・報酬などから所得税が引かれている方
- 飯田税務署から確定申告書やハガキが送られている方



### ◇申告に必要な書類

- 認印（還付や口座振替登録をされる方は口座届出印と口座番号を確認できる通帳など）
- 平成25年中の収入が明らかになる書類
  - ・給与・年金・報酬などの源泉徴収票または支払額の証明書（原本）
  - ・営業や農業などの事業収入や不動産収入のある方は、收支内訳書（收支内訳書へ収入や経費を項目ごとに集計して持参してください。）
  - ・上記以外に収入のあった方は、収支金額の確認ができる書類など

※1年間の全ての収入で申告することになりますので、申告もれが無いようご注意ください。

- 控除を受けるための証明書など
  - ・生命保険料や地震保険料の控除証明書・国民年金など社会保険料の支払証明書または領収書
  - ・国保税や介護保険料などの支払いがある方は、村から届く納付書など
  - ・医療費控除を受ける場合は、領収書と生命保険や高額医療費など補てんされた額がわかるもの（医療費の領収書は、人別・病院別に集計してきていただければ、申告時間が短縮されます。）
  - ・特定の団体に寄附された方は、団体より発行される寄附金受領証明書など
  - ・公共事業などで収用による補償金を受け取った方は、契約団体から送付される収用の証明書、申出証明書、買取証明書、契約書の写しなど

※平成25年中に支払ったことが確認できる証明書や領収書などがないと控除ができません。

※収入や控除の内容などによって、別途書類が必要となる場合がありますので、不明な場合は事前に役場税務係（☎32-2001）へお問い合わせください。

## 26年度(25年分) 村県民税と所得税の申告相談日程表

お住まいの地区の相談日にお越しくください。2月18日(火)から2月25日(火)までの間は、職員が各地区の申告相談に出ているため、この間に役場税務係窓口にお越しいただいたりお電話をいただいたりしても対応できない場合がありますので、ご了承ください。(夜間や休日の申告相談も予定しています。)

月 日	地 区	時 間	会 場
2月18日(火)	鶯巣・福島・倉の平	9:30~12:00	梅の里ふれあい館
	戸口・中組・大久那	14:00~16:00	戸口集会施設
2月19日(水)	坂 部	10:00~12:00	坂部集会施設
	鶯巣宇連・上平・中井侍	14:00~16:00	中井侍集会施設
2月20日(木)	十久保・下山	9:30~12:00	下山集会施設
	大 河 内	14:00~16:00	大河内多目的集会施設
2月25日(火)	向方・峠山・梨畑・見遠	10:00~14:30	向方老人憩いの家
2月27日(木)	折立・清水・合戸・長島宇連	8:30~16:30	老人福祉センター 1階第一会議室
2月28日(金)	西 原 ・ 東 原		
3月4日(火)	余 野 ・ 中 央		
3月5日(水)	北・本 町・岡 本		
3月6日(木)	長 野 ・ 長 野 町		
3月7日(金)	南 上 ・ 南 中		
3月10日(月)	栄町・南下・松島・長沼		
3月11日(火)	上記で申告ができない方		
3月12日(水)			
3月13日(木)	予 備 日		
3月14日(金)			
3月17日(月)			

☆相談が開始時刻に集中しますと1時間程度お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

申告期間の後半は大変混み合う恐れがありますので、お早めの申告をお願いします。

### ★休日・夜間申告相談★

2月27日(木)	日中に申告できない方	17:30~19:00	老人福祉センター 1階第一会議室
3月2日(日)	平日に申告できない方	9:30~16:00	
3月6日(木)	日中に申告できない方	17:30~19:00	

●お問い合わせ先：総務課税務係 ☎32-2001 飯田税務署 ☎0265-22-1165

## 税 務 署 から の お 知 ら せ

### 1. 復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に、2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

### 2. 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

平成23年分以降の各年分において、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。

### 3.平成26年 1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年 1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、飯田税務署個人課税部門（☎0265-22-1165 ※自動音声に従い「2」を選択してください。）にお問い合わせください。

## 今年の申告からの主な変更点

### ◇個人住民税 均等割額が変更されます

東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定され、個人住民税の均等割額に以下の通り変更があります。みなさんのご理解と、ご協力をお願い致します。

#### ○個人住民税均等割の増額

平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が、県民税で500円、村民税で500円引き上げられ、年額5,500円となります。

	～平成25年度	平成26年度～平成35年度
村民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
計	4,500円	5,500円

※県民税については「長野県森林づくり県民税」の500円を含む

## 「相続登記はお済みですか月間」のお知らせ

長野県司法書士会

長野県司法書士会では、平成26年 2月 1日(土)から28日(金)までの1ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県民のみなさんに、相続登記の必要性と早期励行を呼び掛けるとともに、各司法書士事務所において、相続登記に関する無料相談（相続登記や遺言、遺産分割協議など）を実施してアドバイスします。

県内の司法書士が、相続登記に関するご質問やご相談にお答えします。

相続登記の手続きや遺言、遺産分割などについて、現在抱えている問題や将来に備えたご相談は、お近くの司法書士にお尋ね下さい。相談料は無料です。

#### ◆平成26年 2月 1日(土)～ 2月28日(金)の1ヶ月間

相談は、土日祝日を除く午前9時から午後4時までです。

#### ◆県内の各司法書士事務所に事前に予約してお出掛けください。

司法書士事務所は、長野県司法書士会（☎026-232-7492）へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

〈相談例〉・登記名義人が先代のままとっている

- ・妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば…
- ・相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない
- ・遺言について教えて欲しい
- ・相続登記ってしないといけないの？



# 消防団出初式挙行

輝かしい平成26年の新春を飾る恒例の天龍村消防団出初式が、1月5日(日)に「文化センターなんでも館」で行われました。

長野県知事をはじめ多数の来賓を迎え、橋団長以下50名が出席し、今年1年の無火災・無災害を祈願しつつ、厳粛かつ整然と行われました。式典では長野県知事より退職団員報償の授与、長野県消防協会長、飯伊消防協

会長、村長、団長表彰が行われ、消防団員の日頃の功績がたたえられました。また、式典終了後には全団員による市中行進が行われました。災害はいつ起こるかかわりません。有事の際消防団の果たす役割は非常に重要です。今後も、地域・企業・家族のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いします。



阿部知事から表彰を受ける退団者

## ごみの野焼きはやめまじょう

家庭のごみの野焼きは「廃棄物処理及び清掃に関する法律」でいっさい禁止されています。違反すると1千万円以下の罰金、もしくは5年以下の懲役、または両方が科せられる場合があります。また、家庭ごみの焼却はダイオキシンなどの有害物質が発生し、自分や家族・近隣の人への健康被害となる恐れがあります。たき火火災の3件に1件は家庭ごみの焼却によりおきています。家庭ごみの野焼きはやめまじょう。

・ 例外的に認めている行為はわずかです。  
◇ 剪定した草木の焼却。  
◇ 農業や林業を営むうえで必要な焼却のみです。

煙に対する感じ方は人それぞれです。例外的に認められている焼却でも風向き・燃やす量・時間に注意し、必要最低限で行いましょう。火もとから離れず、火が消えるのを最後まで確認してください。

例外的に認められている焼

屋外での火の取扱いにご注意を!

## たき火火災ゼロ運動

2月1日(土)から4月30日(水)まで



飯田広域消防本部・消防署・消防団  
(問い合わせ・届け出)  
和田分署 ☎34-5588

たき火が終わったら  
水をかけて確実に消しましょう!



却をする場合においても必ず事前に阿南消防署和田分署 ☎345588まで連絡をお願いします。

飯田下伊那地域における、火災原因のトップは「たき火(枝焼き、枯草焼き、土手焼きなど)」です。

「たき火」から燃え広がった経過は、火の粉が付近に飛んだ、その場を離れた、消し忘れたなど「今までやっていた」「これくらいなら」などと思う**チョットした油断**によるものです。

冬から春先にかけての空気が乾燥するこの時季、屋外での火の取扱いには特に注意しましょう。

### たき火をする時は、次のことに注意して火災を起こさないようにしましょう。

#### ★たき火を始める前の注意事項

- ・ 周囲に枯れ草など燃えやすいものがない場所で行いましょう。
- ・ 空気が乾燥している時、風の強い時はやめましょう。
- ・ 水バケツなど消火の準備をしましょう。
- ・ たき火をする場合は、事前に最寄りの消防署へ届け出をしてください。

#### ★たき火をしている時の注意事項

- ・ 火が完全に消えるまで、その場を離れないようにしましょう。
- ・ 火の粉が飛ばないように、少しずつ燃やしましょう。

#### ★たき火が終わった後の注意事項

- ・ 再び燃え出さないように消火を確実にを行い、完全に消えたか確認しましょう。

# 認知症の悩み ご相談ください!

## ～認知症コールセンター～

長野県では、認知症の人やそのご家族が電話で気軽に相談できる「認知症コールセンター」を開設しています。

認知症について、日頃から悩んでいることや疑問に思っていることを、相談員に何でも相談してください。相談料は無料で、相談の内容は秘密を厳守します。



### こんな時には、ご相談ください

- ◇家族が認知症かも…
- ◇介護が辛い、話を聞いてほしい
- ◇医療機関を紹介してほしい
- ◇同じ悩みを持つ仲間同士の交流会に参加してみたいなど…
- ◇認知症について知りたい
- ◇利用できる介護サービスについて知りたい
- ◇成年後見制度、日常生活自立支援事業などを利用したい

☆お気軽にお電話ください。☎0268-23-7830  
 ※受付時間：午前10時～午後5時（日曜日、祝日、年末年始を除く）  
 （NPO法人長野県宅老所・グループホーム連絡会に委託しています）

長野県健康福祉部

## 送りつけ商法に注意!

頼んでいない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する販売方法を「送りつけ商法」といいます。送りつける商品はカニや健康食品と多岐にわたります。

### 具体例などは

- ・電話で無料と思わせて商品を送り、代金を請求する。
- ・アンケート用紙の中に商品を購入する項目を作り、誤ってチェックすると契約が成立したとして商品を送る。

また、悪質な業者は電話で怒鳴ったり、自宅に訪問したりするなどして脅します。契約は承諾しないと成立しません。商品が届いても受け取り拒否するか、無視してください。また、勧誘をされ、契約をしてしまったときは、クーリング・オフができます。

### ◎クーリング・オフ制度

家に訪問されたり、街で声をかけられた場合は冷静な判断ができないまま契約をしてしまうことがあります。

このようなときは一定の期間内であれば契約を取り消す

ことができます。この制度をクーリング・オフといいます。クーリング・オフになるものは左表のとおりです。

取引形態	期間	商品・サービス
訪問販売	契約書を受け取った日から8日間	全ての商品・役務
電話勧誘販売		全ての商品・役務
特定継続的役務提供		語学教室・エステなど
訪問購入	契約書を受け取った日から20日間	全ての商品
マルチ商法 内職・モニター商法		浄水器・通信講座など

◇クーリング・オフの手続き  
 ハガキなどの書面で行いましょう。クーリング・オフの効力は書面を送った時から発生しますので内容証明郵便を利用すると効果的です。

### 記載の仕方は…

- ① 契約年月日
- ② 購入商品サービス名
- ③ 購入金額
- ④ 販売会社（担当者）

以上を記入し、書面のコピーをとってから発送しましょう。

クーリング・オフできないもの

- ・店舗・営業所での契約など
- ・通信販売
- ・一部または全部を消費した消耗品など
- ・自動車
- ・クーリング・オフの期間を過ぎてしまったもの

クーリング・オフできないものでも、一部例外的に可能な場合があります。あきらめる前に一度ご相談を。

### 《お問い合わせ》

飯田消費生活センター  
 ☎0265 (32) 8058

### おやす・しめ縄・餅つき大会

天龍小学校で、毎年恒例行事となっている「おやす・しめ縄、餅つき大会」が、12月18日(水)に行われました。



新年を迎える準備ができました

今年も老人クラブのみなさんや、地域の方々のご指導のもと、児童たちは苦戦しながらも、ワラを編んだり餅つきを楽しんでいました。つき上がった餅は、お雑煮ときなご餅にしてみんなでおいしくいただきました。



小さな体でも力強い餅つき

児童たちにとって日本の伝統行事を学ぶよい機会となりました。ご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。

### 天小4年生が上下水道施設を見てきたよ!

11月29日(金)に天龍小学校の元気な4年生6名が、平岡浄水場と榎淵クリーンセンターを見学しました。

当日は大変寒く、引率の山村先生と上下水道係2名は寒さに震えていましたが、4年生のみなさんは寒さをもろともしない様子で元気に見学していました。

平岡浄水場では、飲み水に浄化されるまでのしくみを勉

強しました。小河内川水源の取水地点も見学し、日頃なかなか見られない場所に、児童達も大興奮!!特に林道小河内川線のトンネルにはビックリしていました。続いて榎淵クリーンセンターでは、管理者の説明を真剣な眼差しで聞き入り、下水道の微生物による浄化システムについてしっかり勉強していました。



上下水道係の説明を熱心にメモする4年生

### 交通安全「柚子里愛」

年末の交通安全運動が12月1日(日)から31日(火)まで実施され、安協天龍支部では、期間中の20日(金)に龍泉閣前で交通指導所を開設しました。

交通事故防止を呼びかけながら、「運転はみんな笑顔で柚子里愛(ゆずりあい)」にちなみ、村特産の柚子の配布も行いました。

ドライバードも、香りのよい柚子のプレゼントに思わず「っこり。頬とともにアクセルを踏む足も緩んだようでした。今後、家庭・職場・地域一丸となって交通安全に心がけましょう。

地域おこし協力隊の村澤さんも柚子になってPR



柚子を手渡し交通安全を呼びかける

## 第46回 天龍梅花駅伝

平成26年2月16日(日) ※順延なし

～ 午前11時 天龍中学校スタート ～

※一般・学生のみなさんによるスタッフを募集しています。ご協力いただける方は天龍村教育委員会へご連絡ください。



スポーツ振興くじ助成事業を受けて実施します。

TEL. 32-3206

## 天龍町の小さなダンスホール UNDER THE 寒空

～ 音に響いてこれば仲間ができる ～

2014 2.22 (sat) OPEN 18:30 START 19:00

@天龍村ふるさと味堂小屋 2000円 フード付きドリンク別

♥ワンタイン企画♡女性はお菓子のプレゼントを授券する1000円付で、場可能

主催:ふるさと味堂 協賛:天龍村地域おこし協力隊/協賛:天龍村観光協会

担当・地域おこし協力隊 村澤 090-6460-2983

### 天龍保育所クリスマス会

12月21日(出)、新しい園舎で初めてのクリスマス会が、暖かい冬の日差しが差し込む遊戯室で行なわれました。この日を楽しみに一生懸命練習した歌や合奏、ダンスを披露し、家族や地域のみなさんに頑張る姿を見ていた

12月21日(出)、新しい園舎で初めてのクリスマス会が、暖かい冬の日差しが差し込む遊戯室で行なわれました。この日を楽しみに一生懸命練習した歌や合奏、ダンスを披露し、家族や地域のみなさんに頑張る姿を見ていた

### 保健師だより

#### 『季節性インフルエンザの予防について』

冬場の感染症の代表格、インフルエンザの紹介をします。冬場にインフルエンザが流行するのは、冷たく乾燥した空気がインフルエンザウイルスの活動を活発にするためです。

小さいお子さんや高齢者の方は抵抗力が弱いこともあり、感染しやすい状況にあります。加えて、重症化しやすい傾向にあり、最悪の場合、死に至ることもあります。家族にインフルエンザの感染者がいる場合、家族内で感染が広がり、小

さいお子さんや高齢者に感染する可能性が高まります。家庭にウイルスを持ち込まないことが大切です。そこで、インフルエンザの感染予防は…

第一にインフルエンザのウイルスに近づかないことが挙げられます。よって、インフルエンザの感染者が居る可能性の高い人ごみには積極的に出掛けないようにしましょう。出掛けないといけないときはマスクをするようにしましょう。

また、ウイルスをからだに侵入させないために、丁寧な手洗い、うがいを欠かさず行うことや、部屋の換気や、湿度を保ちウイルスの動きを活発にさせない工夫も大切です。そして、十分に休息・栄養を



サンタさんといっしょに

プレゼントが渡されみんな大喜びでした。毎年、中井侍の宮澤和己さんからいただくクリスマスツリーをバックにサンタさんと記念写真を撮りました。全員が元気に参加でき、一年のよい締めくくりの会となりました。

とることで免疫力を上げウイルスに負けない身体を作ります。

さて、インフルエンザ感染の症状ですが、38℃以上の高熱(高齢者は37℃程度の場合もある)、関節痛・筋肉痛などです。インフルエンザは放っておいて治るものではありません。もしもインフルエンザに感染してしまつたら、必ず事前に医療機関に連絡し症状を伝えたと上で受診をして適切な治療を受けましょう。

ながの出会い応援プロジェクト

学び、出会い、交流

長野県主催

ステキな出会いが待っている!

# 婚活セミナー

エントリー先 <http://nagano-konkatsu.adcm.jp> [PM長野 トップページのパナーから入れます] <http://www.fmnagano.co.jp/>

主催 長野県 企画部企画課 お問い合わせ アド・コマースナル(株)内 婚活セミナー係 担当/大西  
お問合せ時間:平日9:00~17:00 (土・日・祝日・12月26日~1月6日も除く) TEL.0265-76-2121

お詫びと訂正  
前号158号の「民生・児童委員が改選される」の記事の中で退任委員である金田真澄さんの氏名が誤って、掲載されました。訂正し、お詫び申し上げます。